

入札公告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

平成31年1月28日

(契約責任者)西日本高速道路株式会社 四国支社
高松工事事務所 所長 高卯 和博

1. 工事概要

- (1) 工事名 高松自動車道 さぬき東かがわ附带工工事(協議合意方式・電子入札対象)
- (2) 工事場所 自)香川県東かがわ市黒羽
至)香川県さぬき市鴨部
- (3) 工事内容 本工事は、高松自動車道4車線化事業において工事用道路として使用した市道等の舗装補修等を実施する舗装工事である。
- (4) 工事概算数量 舗装工 オーバーレイ工 約4,000m²
打換工 約5,000m²
路面標示工 路面標示標準型 1式
- (5) 工期 契約締結日の翌日から120日間
- (6) 本工事は資料の提出、入札等を電子入札システムで行う電子入札対象工事である。なお、電子入札によりがたい者は、契約責任者に届出を行い、紙入札方式によることができる。
- (7) 本工事は、以下の方法により落札者を決定する価格落札方式(協議合意方式付)の対象工事である。
最低の価格をもって入札をした者の入札金額が、契約参考価格の以下の場合
最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札金額によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合などは、他の入札者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者若しくは協議対象者とする。
最低の価格をもって入札をした者の入札金額が、契約参考価格を超える場合
当初の入札、再度入札及び不落札後の随意契約において最低の価格をもって入札をした者の入札金額が契約参考価格を超える場合、入札者に対する指示書第18-3に基づき最低の価格をもって入札した者を協議対象者とし、協議の上、見積条件等に合理性又は妥当性を有すると判断した場合は、協議対象者を落札者とする。
- (8) 本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
- (9) 紙入札方式の場合(8)の単価表は原則として電磁的記録媒体(CD-R)で提出するものとする。ただし、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の単価表を提出するものとする。
- (10) 本工事は、総価単価契約の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、変更契約等における協議の円滑化を図るため、落札決定から契約締結までの間に発

注者及び落札者が協議を行って、総価契約の内訳として項目ごとの金額（以下「単価」という。）を合意することとする。

総価単価契約の実施にあたっては、単価を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとするが、落札者が希望した場合及び協議開始から14日以内に単価個別合意方式による単価合意が成立しなかった場合は、単価を包括的に合意する方式（以下「単価包括合意方式」という。）により行うものとする。

- (11) 本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

2. 競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

- (1) 西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第7号）第6条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時に、平成29・30年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、「舗装工事」の資格を有し、かつ、「等級B」に格付けされている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、
- (3) 西日本高速道路株式会社が発注した工事で入札公告の前年度から起算した過去2年間（平成28年度及び平成29年度）に完成・引渡しが完了した当該工種の工事成績の平均点が2年連続で65点未満でないこと。

(4) 地理的条件

工事場所と同一県内（香川県）における建設業法の許可に基づく本店を有すること。

(5) 施工実績

平成15年度以降に元請けもしくは1次下請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、元請けとしての施工実績は西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定

が一定の点数未満であるために他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

同種工事

・道路法上の道路におけるアスファルト舗装工事の施工実績がある。

(6) 配置予定の技術者等

次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

専任の主任技術者又は監理技術者が、入札説明書に示す資格を有する者であること。

専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあつては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

監理技術者にあつては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(7) 競争参加資格確認申請書及び確認資料(以下「申請書等」という。)の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領(平成17年要領第96号)」に基づき、「地域3」において、指名停止を受けていないこと。

(8) 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(9) 競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

以下のいずれかの場合に該当する資本関係

)子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合。

)親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

以下のいずれかの場合に該当する人的関係

)一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。

(イ)株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。

a)会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b)会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c)会社法第2条第15号に規定する社外取締役

d)会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(ロ)会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ハ)会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会

社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

(二) 組合の理事

(ホ) その他業務を執行する者であつて、(イ)から(二)までに掲げる者に準ずる者

)一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係

) 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合。

) その他上記又はと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3. 入札手続等

(1) 担当部署

西日本高速道路株式会社 四国支社 高松工事事務所 総務課 課長 畠山 陽子
〒761-0301 香川県高松市林町1443-1
電話 087-869-7011

(2) 入札説明書、図面、仕様書等の交付期間及び方法

交付期間：平成31年1月28日(月)から平成31年2月7日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日(以下「休日」という。)を除く)

交付方法：入札情報公開システムより、提供する。

<https://www.epi-asp.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06E0060006400600>

当案件のダウンロードに必要なパスワードは、「183090004」である。

なお、通信環境の不具合等やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない者は、上記交付期間の毎日午前10時から午後4時まで、上記3.(1)の場所において入手することができる。

(3) 申請書等の提出期間、場所及び方法

提出期間：平成31年1月29日(火)から平成31年2月7日(木)までの休日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

提出場所：上記3.(1)に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、契約責任者に紙入札の届出を行った場合は、紙により持参、郵便(書留郵便に限る。)又は託送(1)(以下「郵送等」という。)すること。

1 託送とは、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものをいう。以下同じ。

(4) 入札書の提出期限、場所及び提出方法

提出期限：平成31年3月14日(木)午前11時00分まで。(ただし、郵送等による入札については、期限までに上記3.(1)へ必着させること。)

提出場所：上記3.(1)に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、契約責任者に紙入札の届出を行った場合は、紙により持参又は郵送等すること。

(5) 開札の日時及び場所

開札日時：平成31年3月15日(金) 午後1時30分

開札場所：上記3.(1)の西日本高速道路株式会社四国支社高松工事事務所会議室

4. その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

イ) 入札保証金 免除

ロ) 契約保証金 納付

ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 低入札価格調査

上記1.(7) ただし書きの目的を達するため、本工事においては審査対象基準価格を設定し、最低の入札価格がこれを下回る場合は、入札手續を保留し、当該入札者を対象として低入札価格調査を行う。

(5) 入札時に単価表の提出のない者の行った入札は無効とする。提出された単価表を審査した結果、真摯な見積りを行っていないと認められたときは、その者の行った入札は無効とする場合がある。

(6) 入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、指名停止の措置を講じることがある。

(7) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、コリンズ等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

(8) 手續における交渉の有無 無

(9) 契約書作成の要否 要

(10) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

(11) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記3.(1)に同じ。

(12) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2.(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3.(3)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(1 3) 紙入札方式による参加を希望する場合の手続

紙入札方式による参加を希望する者は、上記 3 .(3) の期限までに、申請書等とともに紙入札方式参加（変更）届出書（電子入札留意事項様式 1 ）を、上記 3 .(1) に示す場所に持参又は郵送等により提出しなければならない。

(1 4) 詳細は入札説明書による。

以 上